



毛呂山町・鳩山町・越生町合同特集

# 町を守る！暮らしを守る！

～西入間広域消防組合消防署～

西入間広域消防組合は、毛呂山町、鳩山町、越生町の3町を管轄する消防組合です。そして消防組合には、その組織として、消防本部、消防署、消防団が設けられています。

消防本部は、消防事務を統括する機関で、主に人事、予算、庶務などの消防組織を維持するために必要な事務や消防運営の企画、統制などを行っています。

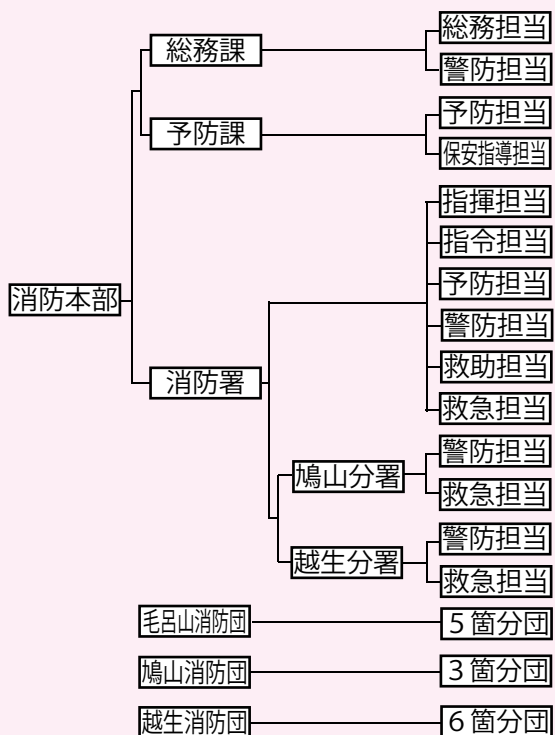
消防署は、火災予防、警戒、鎮圧、そのほかの災害の防除および災害による被害の軽減、傷病者の搬送などの活動を第一線で行っています。

消防団は、『自らの地域は自ら守る』の精神に基づき、自らの

意志で参加した住民有志により組織された機関で、日常各自の職業に従事しながら、必要に応じ招集され、火災の警戒および鎮圧などの活動にあたっています。

消防組合とは、消防本部の統制のもと、消防署が実際の現場に出勤し、消防団と連携をしながら、24時間体制で3町の住民の暮らしの安心と安全を守ってくれる組織であるといえます。しかし、その組織体制や実際の活動内容は、実はあまり知られていないのではないのでしょうか。そのような中、今回の特集では、私たちの一番身近なところで活動している消防署に迫ってみたいと思います。

消防組合組織図



## 警防担当

警防担当は、火災を消火することや人を救助することなど、主に災害現場での活動を行います。災害現場で求められるのは、冷静な判断力と的確かつ迅速な行動力、そしてそれらを支える基礎体力です。小さな気の緩みや判断ミスが二次災害を招くことがあります。そのような危険な場所でも最善を尽くすためには日々の訓練が欠かせません。出動がないときは、実際の火災現場と同じ装備をつけて、消火・機械操作の訓練を行うほか、隊員同士で問題点を話し合い、机上でどのような消火活動が最善かをシミュレーションするなど、迅速な活動が行えるように体力・技術・知識の向上を図っています。

私たちは、出動の指令が出たら迅速に署から出発できるように、常に出勤準備をしています。しかし、火災現場に到着し、消火活動を行う時、道路脇や歩道上などに設置されている消火栓や防火水槽付近に駐車してある車両が活動の支障となることがあります。消防・救助活動は、一刻を争う活動です。今後とも皆さんのご理解とご協力をお願いします。



警防担当 秋葉 勝 隊員（鳩山分署）



## 救急担当

救急担当は、住民の皆さんからの119番通報に基づき現場に出動し、適切な処置を傷病者に施したうえで、医療機関へ搬送することが主な仕事です。人命を預かることになり、出動時以外でも現場を想定した訓練は欠かせません。このほか、自治会や事業所が主催する救命講習会に参加し、心肺蘇生法やAEDの使用方法などを、地域のみなさんに広く指導することも行っています。

現在、西入間広域消防組合全体で3台の救急車を所有しています。これは決して多い台数ではありません。すべての救急車が出払ってしまうと、当然のことながら、その後の119番通報への対応が遅れてしまいます。住民の皆さんには、こうしたことを念頭に置き、救急車の適正利用について心掛けていただきたいと思います。また、救急車が到着するまでの間にその場に居合わせた人がAEDなどを使用して行う応急処置が非常に重要となります。一人でも多くの人に、救命講習会などで応急処置の方法を身につけてほしいと思います。



救急担当 島村 浩一 隊員（越生分署）



## 救助担当

救助担当は、火災などで逃げ遅れた人や交通事故などで車両に挟まれたり、閉じ込められたりした人の救出が主な仕事です。救助の要請がないときなどは、取り扱っている資機材の維持管理や迅速に確実に資機材が取り扱えるように繰り返し訓練を行っています。

救助の仕事は、まさに危険と隣り合わせの仕事です。一瞬の気の緩みが二次災害に繋がることもあります。そのためにも日々の訓練でも、気を抜かず、どのような災害現場でも活動できるように知識技術の向上を図っています。

救助での出動要請は、やはり交通事故が一番多くなっています。交通事故は、わき見運転などのほか、各個人の体調が悪いときにも発生します。車を運転する人は体調の自己管理をしっかり行うとともに、体調の悪いときにはハンドルを握らないことも時には必要となってくると思います。それが注意を払い、私たち救助隊員の出動が少しでも減ることが望ましいと思います。



救助担当 町田 隆 隊員（本署）



## 指揮担当

指揮担当は、様々な災害時において、現場の指揮および安全管理を担当しています。その活動範囲は、多岐にわたっており、火災や救急、救助、水害、危険物の除去などの発生時に出勤します。

指揮の主な内容は、災害現場の状況把握や活動状況の把握、活動方針の決定です。また、災害現場での情報収集や関係機関との連絡調整も行っています。指揮担当は、どのような状況でも冷静に現場の状況を把握することが必要とされるだけでなく、早急で正確な判断が求められます。また、ひとつの判断を間違えると二次災害を招く恐れもあるため、常に緊張感を持って業務に取り組むことが必要です。

現在、消防署に配属されている指揮担当は4人です。交通事故などにより多数の負傷者が発生したときや防災ヘリコプター要請が想定される場合に出勤します。災害現場へ出勤する消防隊、救急隊などが組織的、効果的な活動を安全にできるように指示し、被害を少しでも減らしたいと思っています。



指揮担当 上村 哲男 隊員（本署）

## 指令担当

指令担当は、住民から受けた通報をもとに、消防車や救急車などに出勤指令を出し、出勤車両の活動状況の把握を行う担当です。

昨年3月に消防緊急通信指令システムが新しくなり、これまで以上に通報から車両の出勤までの対応が早くなりました。災害時は一刻を争うことが多いので、新しいシステムの導入は、住民の皆さんの安全・安心を更に深めたものと思っています。

指令担当は、一般の人からの通報を早く正確に把握し、出勤指令を出します。火災や事故などが発生した場合、通報者から住所や氏名、内容の確認などをお聞きしていますが、通報者が慌てていることが多いため、発生場所などの情報を正確に聞くまでに多少の時間がかかることがあります。緊急の場合、慌てずに連絡をすることはなかなか難しいことですが、落ちついて通報していただけだと思います。また、消防署には通報要領も用意しています。ご不明な点がありましたら、消防署までお問い合わせください。



指令担当 鎌北 勝 隊員（本署）

## 予防担当

予防担当は、一般住宅や事業所を火災から予防することを目的に指導や啓発などを行っています。

町民の皆さんに対しては、春と秋の火災予防運動をはじめ、自治会の消防訓練など、防火意識の高揚、普及啓発に務めています。現在、一般住宅への設置が義務化された住宅用火災警報器設置に対する普及啓発活動を行っています。事業所に対しては、火気の使用、取り扱いや消防用設備の点検などの防火管理・消防用設備などの指導、防火対象物への立ち入り検査に関する事務を行っています。

火災は、時間・場所を問わず発生する可能性があります。新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は平成20年6月から住宅用火災警報器の設置が義務化されています。実際に設置が義務化されてから、火災による死亡件数は減っています。また、設置していたために助かったという事例もあります。火災は、生命や財産をすべからず奪ってしまう恐ろしいものです。今後も一人ひとりの防火意識の啓発に努めていきたいと思っています。



予防担当 明神 正義 隊員（本署）

## 消防組合のさまざまな活動

夏休み子ども体験教室



管内の小学4～6年生を対象に毎年夏に開催している体験教室です。災害の模擬体験をしたり、展示物を自分で操作したりすることで、防災についての基礎知識や災害が発生したときの対処方法を学ぶことを目的に行っています。子どもたちからも好評な教室です。

3町消防団との連携



消防本部は、3町にある消防団の事務も行っていきます。消防団と消防署は、日々の活動での連携のほか、出初式や連合特別点検などでも協力をしています。しかし、各町とも団員が不足しているのが現状です。消防本部では、地域を守る消防団員を随時募集しています。

山林火災防御訓練



管内には山林が多いため、山林火災は想定しなくてはならない火災のひとつです。山林火災は、一般の火災と比較して、火災の発生に気づきにくいなど困難性が高い火災です。そこで消防署では、3町の消防団と県防災航空隊と連携して合同訓練を実施しています。

住宅用火災警報器設置推進啓発事業



消防組合では、地域の皆さんが安心・安全に暮らせるよう住宅用火災警報器設置の推進をしています。設置推進のモデル地区では、啓発や設置支援のために消防職員や地域で委嘱された推進員が各家庭を訪問しています。お伺いした際には、ご協力をお願いします。

### 円滑な救命活動のために

消防署では迅速な救命活動を行うため、消防ポンプ車（Pump）と救急車（Ambulance）が同時に出場するPA連携を行っています。

PA連携は、3人の救急隊員のみでは傷病者の迅速な対応が困難と予想される場合などに、救急隊員と同じ資格をもった消防隊員が、AED（自動体外式除細動器）などの救命に必要な資機材を積載した消防ポンプ車で出勤し、救急支援活動を行うものです。救急車を呼んだのに、消防ポンプ車も到着することがあり、驚かれるかと思いますが、傷病者の救命、安全、円滑な活動を目的に実施しておりますので、皆様のご理解をお願いします。

### 火災警報器の早期設置を

3月1日から7日までの間、全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。火災で一番怖いのは煙で、全国の住宅火災での死者数の過半数は逃げ遅れが原因です。現在、火災の発生をいち早く発見し、逃げ遅れを防ぐため、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

しかし、管内での設置率はまだまだ低い状況です。このため消防署では、住宅用火災警報器の普及を図る

ため、住宅用火災警報器設置推進モデル地区を指定するなど、地域の皆さんのご協力をいただきながら普及啓発活動に取り組んでいます。火災から大切な命と財産を守るため、まだ設置がお済でない場合は、早急な設置をお願いします。

### 災害に強いまちを目指して

消防署は、皆さんの生命、身体、財産を火災などの災害から守るため、日々、訓練を行っています。しかし、災害の規模が大きくなればなるほど、消防の対応力は小さくなります。防災の要は自分の命は自分で守る『自助』と、地域や近隣の人々が互いに協力しながら助け合う『共助』です。

地域の防災力を高めるため、皆さんには普段からご近所への声かけや地域活動への積極的な参加をお願いします。消防署は、今後も災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組んでまいります。



松本 公夫 鳩山分署長